

石清水俗別当紀輔任と紀兼貞のこと

— 『古事談』 卷第五「神社仏寺」第三話・第七話から —

生 井 真理子

はじめに

『古事談』第五「神社仏寺」には、石清水八幡宮寺の俗別当が二人登場する。石清水の俗官のトップが俗別当・神主であるが、石清水八幡宮寺の僧官のトップである検校や別当に比して、残っている史料の制約もあって、俗別当についてはあまり知られていない。

『尊卑分脈』の「紀氏系図」は簡略で、続群書類従本「石清水祀官系図」や『石清水八幡宮史』の田中家系図は、俗官の系統が省略されている。そのため、先学による註釈のための情報がかなり限られていた。しかし、『石清水八幡宮寺略補任』（以下、『略補任』）や石清水八幡宮所蔵の「紀氏系図」（桐五―十六）（以下、系図）には、僧官ほどの情報量ではないにしても、俗官の系譜や経歴などが記されている。これらを基に、『古事談』第五第三話・第七話（以下、

五―3、五―7と表示）に登場する権俗別当紀兼貞と俗別当紀輔任について考察することで、『古事談』という作品理解の一助とした。なお、僧官と俗官は一族であることが多く、名前が似ているためわかりにくいので、とりあえず俗官だけには「紀某」と「紀」姓をつけて区別することにした。

一、在序俗別当と紀氏

『古事談』五―3には権俗別当紀兼貞が登場する。

敦実親王、大菩薩御影二体（一体は僧形、一体は俗形）を造立し奉り、御供を備へ奉る。祈請を致されて後、拝見し奉らるる処、僧形の御供に御箸を立てらる、と云々。之れに依りて法体を以て御体と為し、外殿に安置し奉る。多く田園を寄進せらる、と云々。件の御体、保延の炎上の時、取り出だし奉らず、

焼失、と云々。

件の御体、権俗別当兼貞、不審に堪へず、御供を供ふる次に白檀の僧形を礼し奉るに、首に日輪を戴き、御手に翳を持たしめ給ふ、と云々。兼貞此の事の故に不運にして止む、と云々。

(傍線筆者、以下同じ)

石清水八幡宮の三神の宝殿はそれぞれ内殿と外殿に分かれている。真ん中が八幡大菩薩の宝殿であり、その外殿に敦実親王造立の八幡大菩薩像があつて、御供の担当には権俗別当が関わつていたという。石清水八幡宮寺においては、俗別当には弁別当、史俗別当、在庁俗別当があり、弁俗別当は弁官、史俗別当は史官の兼任であつた。石清水の弁史俗別当については岡野浩二氏の研究がある。そこからは、時代の変遷はあるが、太政官と直結する形で石清水八幡宮寺に関する政務に当たつていたことが知られ、岡野氏が「俗別当といえは紀氏のつとめる祀官を指すのが普通である」と記したのが在庁俗別当である^①。ただし、在庁俗別当の成り立ちについてはわからないことが多い。初期の俗別当は紀氏ではなく、権俗別当には紀氏姓でない者も多く散見するからである。

『宮寺縁事抄第十二』の紙背文書に見える「権俗別当次第」(天慶九年から寛治年中までの補任次第)には、

紀貞行 年 月 日任、兼巡検勾当、

石清水俗別当紀輔任と紀兼貞のこと

紀時行太良 永保元年八月十四日号紀氏、賜榮爵了、

承德二年八月除庁、依忒城外之社而還着、康和五年

十一月五行幸、賜榮爵、与他人了、長治三年正月

二日死去了、

奈良久季 延久五年四月八日任、従権神主、友助三良、依盜犯

除庁、被殺害了、

藤原時任 延久五年四月十五日、従権神主、功、□(但カ)、

依盜犯沙汰除庁、復任、永長元年 月 日被殺害

了、

と、「除庁」された人物が三人見える。ただし、「庁」とは言つても、いずれの組織に所属していたのかということさえ明らかではない。

また、院勝本及び小寺家本『略補任』や系図によれば、初代から第七代までの在庁俗別当は、紀氏以外の者が任じられていたという。氏族名が残されていないこともあつて、石清水関係者であつたかどうかは不明である。紀氏出身の最初の俗別当(第八代)が紀良常である。「権俗別当次第」も紀良常から始まる。紀良常は天慶九年(九四六)に権俗別当、天曆六年(九五二)五月二十八日に俗別当に任ぜられた。石清水祀官系図は「時に肥前掾」とする。紀良常の他、「権俗別当次第」を見ると、四人が官職を帯びている。

阿波掾浄岡真人忠藏 天元■年、従権神主、

左馬允平朝臣良村 永延 年任、已上三人並任、

豊前介今佐有国 長徳三年月日任、不仕云々

大和介佐伯弘延 長保元年月日任、從權神主、

佐伯弘延以降は兼職者は見えないが、阿波掾淨岡真人忠藏と大和

介佐伯弘延は、既述の奈良久季や藤原時任同様、權神主から權俗別

当への任官である。「城外の社を恣」したために權俗別当を罷免さ

れた紀貞行は權神主からではないが、「巡檢勾頭」を兼ねていたと

いう。この「巡檢」は、『石清水八幡宮末社記』に

冷泉院御宇、康保五年、別当貞芳時、御山樹林茂榮云々、申成

巡檢使十六人、三宅山住人為所從、巡檢御山

とある、康保五年（九六八）に置かれた「巡檢使」を指すであろう。

とすると、初期の頃は不明ながら、紀良常以降の時代は在庁俗別

当・權俗別当に石清水関係者が任命されていた可能性が高い。とい

うのも、紀良常の死後、俗別当に任じられた紀安遠は紀良常の子で

あり、神主紀安遠の俗別当就任は石清水八幡宮護國寺の解によるか

らである。

紀良常は初代神主である紀御豊の曾孫で、祖父は第二代神主の紀

良範、父は第五代別当の延晟、兄は第七代別当の定胤である。簡略

な系図を次のようになる。（□に囲まれた数字が紀氏出身の俗別当

の代を、○で囲まれた数字が神主の代を表す。以下、同じ）



紀良常は神主を勤めていない。紀良常の子紀安遠は天禄年中（九七〇〜九七三）に權俗別当に任官、天延四年（九七六）に第七代神主に任ぜられた。『類聚符宣抄』卷一「諸神宮司補任事」には、

太政官牒 石清水八幡宮護國寺

應補別当從五位上紀朝臣安遠事

右得彼寺去天元五年十一月十六日解僱、安遠為神主職、勤仕諸

節神事、勞績年久矣、爰俗別当從五位上紀朝臣良常以今年八月

二日卒去也、仍彼替可被轉任之状、言上如件、望請蒙官裁、以

件安遠被補任俗別当職、弥令勤仕宮寺雜務者、權中納言從三位

源朝臣保光宣、依請者、宮寺承知、依宣行之、牒到准状、故牒、

永觀元年六月五日

正六位上行右大史清科朝臣 牒

從五位上守左少弁兼大学頭行文章博士近江權介菅原朝臣

とあって、天元五年（九八二）八月二日に紀良常が卒去した際、石

清水八幡宮護國寺は神主紀安遠を俗別当に任ずるよう太政官に申請

して、永觀元年（九八三）に許されたことが知られる。それまで神

主職は紀氏出身者で占められていたが、神主から俗別当になった例はない。系図の安遠の項にも、

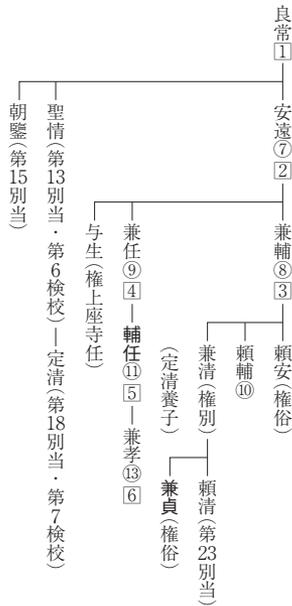
永観元年六月五日俗別当官符。蒙宮寺雑務執行官符宣旨。依之改書署所。其以前三四代不書署所。但往古書之云々

と特記している。「宮寺の雑務執行」の内容が具体的にどのようなものかわからない。が、「別当」である以上、石清水俗官が携わる宮寺雑務を差配する権限を持ったことはまちがいない。「それ以前三四代署所に書かず」とあるから、紀良常の代にはまだ署名権がなかったであろうか。ともあれ、紀安遠の俗別当着任によつて、権俗別当から神主、神主から在庁俗別当となり、宮寺雑務執行の権限を得る昇進ルートの先例が開かれた。紀安遠は院勝本『略補任』によれば、長徳四年（九九八）九月に病気のために出家、それから長保五年（一〇〇三）に神主紀兼輔が一条天皇の行幸の時に俗別当の宣旨を蒙るまで空白があったが、ここで「神主から俗別当へ」の昇進コースと紀氏独占が確定する。

紀良常が石清水の寺解で在庁俗別当に就任したのかどうかも明らかではない。したがって、紀良常以降という前提にはなるが、同じ俗別当とは言いながら、在庁俗別当は太政官の官人として携わる弁別当や史別当とは性質を異にし、石清水八幡宮に仏神事行事の他、様々な雑事に関わって神に奉仕する俗人集団の筆頭として、護国寺

の別当・三綱といった僧官とともに石清水八幡宮の運営に携わっていたと考えられるだろう。『小右記』の寛仁元年（一〇一七）八月二十三日条によると、同年三月八日の行幸の賞として、俗別当と神主の叙位が行われ、小野宮実資は大内記義忠に「石清水神人位記」を書かせている。俗別当も神主も「石清水神人」なのである。

ここで、『古事談』に登場する紀兼貞の系譜を探ると、



となつて、紀良常の子孫の繁栄ぶりが判然とする。そして後々、僧官の上層部と俗官の上層部を独占するようになるのが、紀安遠の子孫たちであつた

紀安遠の三男の紀兼輔の孫が、『古事談』に登場する紀兼貞である。紀兼貞は権別当兼清の四男で、治暦三年（一〇六七）十二月二十九日の行幸で権俗別当として栄尊宣下を受けて、従五位下となつ

た(系図)。治暦五年(一〇六九)三月十五日の行幸で従五位上(系図)、寛治二年(一〇八八)三月九日の行幸で加階(権俗別当次第)、嘉保二年(一〇九五)三月九日の行幸で加階(中右記)、嘉保三年(一〇九六)四月十二日に死去した(系図)。加階が明らかなる範囲でいえば、最終位階は少なくとも正五位上であったことになる。

二、超越と父子相承

『古事談』五―3によれば紀兼貞は、敦美親王造立の八幡大菩薩像を仰ぎ見た。彼が見たことよって「首に日輪を戴き、御手に翳を持たしめ給ふ」という、僧形像の姿は明確になったが、見てはならないという禁忌を犯したがゆえに、そのために「不運に終わった」という。話題の中心は、法体の像がご神体と定まり、精進の御供に定まった由来を説くもので、紀兼貞の話はそれに付随する形で添えられたもの。話の関心はあくまでも僧形の像に関する霊異にあるから、紀兼貞の「不運」の内容は問われないまま終わっている。

では、紀兼貞の「不運」は具体的にはどのようなことであったのだろうか。紀氏系図の俗官に関する記事は資料が位記類に基づいたものによるのか、その他の情報に乏しい。たとえば、天仁元年(一一〇八)に権俗別当紀頼遠は石清水御神楽の日に闘乱、殺害の罪で佐渡に流罪になっているが、そういった特記すべき記事もほとんどな

い^③。御神体を見て目を病んだり、命を落とした等の定型表現は、紀兼貞の時代より後に数多く見られるが、ここで具体的に語ろうとしないのは、きわめて現実的な内容であったからではないだろうか^④。そうとすれば、紀兼貞の身に起きた出来事を知っていて、「不運にして止む」と形容した最初の語り手の認識どおりかどうかはわからないが、紀兼貞自身が苦渋の思いをした出来事なら、一つ、祀官系図の紀兼孝の注記に記されている。つまり紀兼貞は紀兼孝に超越され、神主・俗別当へ進むという昇進の機会を失ったのである。

紀兼孝は俗別当紀輔任の四男。永保二年(一〇八二)三月二十六日の白河天皇の行幸で紀兼孝は神主着任の宣旨を得た。ただし、彼は権俗別当を経っていない。年は十七歳であった。

系図には、この決定を不服とした権俗別当紀兼貞が声高に抗議の訴えをしたと記す。

同廿六日行幸権俗別當□□(従五カ)位上紀朝臣兼貞出立陣頭
捧解文高声訴申□□通俊朝臣提獎也雖然依相承次第之道理□□
蒙神主宣旨也、

紀兼貞の捧げた解文は、藏人頭である藤原通俊が受け取って上へ提出したが、結局「相承次第之道理」により、神主の宣旨を蒙ったのだと。『為房卿記』同日条には、

二十六日丁未、今日辰刻行幸石清水、其儀如例年、但藏人左

少弁伊家兼弁藏人両方之留守所奉仕也、藏人依無人数也、又、以故神主輔任子、被補神主、幼稚弱冠者、就中權俗別当兼貞貞有其愁、然而依法印戒信之拳申、被補之由、公卿定申者、又以弥勒寺別当兼信、叙法橋上人位、去年塔供養賞云々、丑一刻還御、

とあつて、さすがに十七歳では「幼稚弱冠」であると批判はあつたようだ。とりわけ権俗別当紀兼貞の尤もな愁いがある、と。この時、紀兼貞は少なくとも十五年以上権俗別当を勤めており、もつとも有力な神主候補として上臈に位置していたのだらう。だが、公卿たちは別当戒信の推挙であるからと、石清水別当による「寺解」を認める形でそのように定めたという。なお、『為房脚記』に記す「故神主輔任子」とは、藤原為房に誤まって伝えられた情報であらう。父親の紀輔任は俗別当として当時も健在であつた。『略補任』によると、前年の永保元年（一〇八一）十月十四日の行幸では紀輔任一人が行幸賞を蒙つたと言ひ、それを権神主紀兼孝に譲つて栄爵を得させている。同十一月三十日には神主紀頼方が死去しているから、それを見越すように着々と手を打つてきたと言える。

では、紀兼孝の父親である紀輔任はどうだったのか。彼の経歴を見ると、永承二年（一〇四七）三月八日の後冷泉天皇の行幸で、権俗別当としては初例の栄爵を受けている。系図には「但し清成別当

の時権を申さるる所なり」とあり、紀輔任の行幸の賞は、別当清成の申請で行われていた。そして同八月五日に神主に任ぜられる。系の紀頼輔の条には、

長元二年九月十日補神主同十一月廿八日行幸賞同十二月廿九日宣下 従五位下

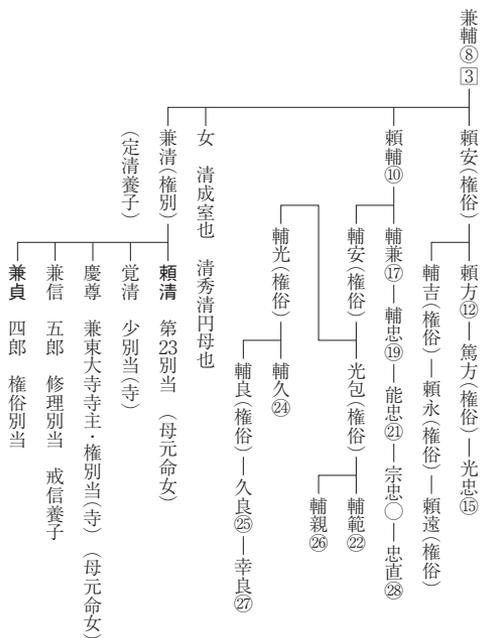
永承二年三月八日 行幸賞始授栄爵俗別当兼任神主頼輔賞高橋光重大藏時人―

或記云永承二年三月八日行幸以前頼輔死去云々

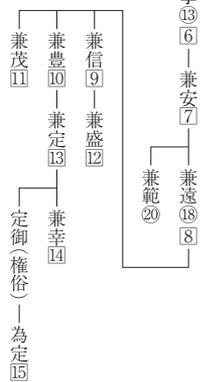
とある。この記事によれば、神主紀頼輔は永承二年に行幸の賞として栄爵を賜っているかに見える。が、「或記」には永承二年の行幸以前に紀頼輔は死去したとあると記し、『略補任』にも「三月八日行幸以前頼輔取去歟」とあるので、三月八日にはすでに神主職の座は空席だったと見られる。つまり、先例のない権俗別当の栄爵は紀輔任を神主にするための布石だったのである。当時の俗別当は紀兼任。彼の長男が紀輔任である。紀輔任は康和二年（一一〇〇）九月二十九日に六十九歳で没しているので、逆算すれば、神主になったのは十六歳である。したがって、紀輔任の側に見れば、「幼稚弱冠」の十七歳であらうと、自分という確固とした先例があり、息子の紀兼孝が神主になるのに何の問題もなかった。結局、公卿たちは、石清水別当戒信による公式な申請であるからとして、紀兼貞の

訴えを退けるが、紀輔任・紀兼孝の側からは、父から子へ職が受け継がれる「相承の道理」と主張されていたのである。

もつとも、紀兼任・紀輔任・紀兼孝の流れが、最初から俗別当・神主職を引き継ぐ嫡流と定まっていたわけではない。系図では紀安遠の俗官となった三男の紀兼輔、四男の紀兼任と、僧となった与生だけが記される。俗官二人の子孫を図式化すると次のようになる。



兼任⑨④―輔任⑪⑤



略系図を一見してわかるように、俗別当職は紀兼任の系統に受け継がれてゆく。なぜ、それが可能だったのか。第一に、「寿命」という視点で見ると明らかになることがある。紀兼輔の系統は、昇進の機会が来る以前に死去してしまっているのである。紀兼輔の没後、紀兼任が俗別当になって、紀兼輔の三男の紀頼輔が神主になるが、紀兼任より先に死去したために、俗別当にならずに終わった。そこへ紀兼任が長子の紀輔任を若年のまま、神主とするのに成功する。紀輔任が俗別当に昇進すると同時に、紀頼安の子の紀頼方が神主となる。いわば両統迭立のように、紀兼輔系が交互の順番として出てくるので、両系統に優劣の差があったとは思われない。ところが、この紀頼方も紀輔任より先に死去してしまう。神主から俗別当へのコースが、早世のために紀兼輔系では途切れてゆくのである。紀兼輔系で次に続いたのが権俗別当の紀兼貞であった。しかし、先述したように、紀輔任の子で権神主の紀兼孝に超越されてしまう。紀兼

貞は嘉保三年（一〇九六）に没し、紀輔任はそれから五年後に死去した。紀兼貞の長兄である頼清は嘉保三年には五十八歳、末弟である紀兼貞の没年齢は不明だが、彼も長生きとは言えないであろう。

第二は「行幸賞」である。兼任の俗別当の在任期間は三十八年、

紀輔任の在任期間は五十三年、この長い在任期間に天皇の石清水行幸が何度も行われた。迎える石清水の面々も緊張の連続ではあつただろうが、別当以下の上層部には行幸賞があり、賞の譲与も許された。俗官の頂点に立つ俗別当は賞に漏れることはなかつたから、我が子に譲つて、その昇進速度を早めることができた。また、昇進の好機を生かすことも忘れなかつたようだ。たとえば、系図によると、承保元年（一〇七四）八月、紀氏の人々が軽服の事、つまり軽い喪に服することがあり、放生会の御陪膳をする者がいなかったので、元服前の十一歳の紀兼親が童形の姿のまま勤めた。紀兼親は俗別当紀輔任の三男である。同十三日に陪膳の賞として栄爵を賜るよう寺解文を提出して、十四日にそれを許可する宣下が出されている。ここで、紀氏の「古老輩」は若年の紀兼親に超越されることを不服として訴えた。それでも、翌年の承保二年三月十四日の白河天皇の行幸で、紀兼親はさらに従五位上を与えられる。紀兼親はおそらく紀輔任の嫡男だったのであろう。不幸にも、その紀兼親が永保元年（一〇八一）に十八歳で早世したため、父親の俗別当紀輔任は翌二年の白

河天皇の行幸の折、二歳下の弟で、まだ権神主だつた紀兼孝を強引に神主することに踏み切つたと思われる。^⑤

三、未完結の所以

以上の経過を見てもわかるように、俗別当が我が子の昇進を有利に図るためには、行幸の賞の申請を行う寺解を出す石清水別当と良好な関係を保つ必要があつた。その点、紀兼任・紀輔任たちは別当清成、戒信の協力を得ていたと言える。清成・戒信の兄弟は元命の子である。宇佐弥勒寺の講師から、藤原道長の信任を得て石清水八幡宮寺の祀官となつた元命は、別当定清を辞任に追い込み、ついに石清水別当となる。元命は道長の権威を背景に、別当の権限を最大限に生かして、我が子の清成・戒信の昇進を図り、石清水の旧勢力を切り崩していくのである。^⑥ただ、元命は僧である。僧官の仕事はできても、俗官の仕事を行うことはできない。嫡男の清成を俗別当紀兼輔女と結婚させたのは、そういった事情があるだろう。元命一族の方でも、俗別当とは関係を良好にしておく必要があつたのである。さらに、俗別当紀兼輔の末子兼清は別当定清の養子となつて出家していたが、元命女と結婚している。頼清と慶尊が元命の外孫に当たる。弟紀兼貞の母は明らかでない。

僧官の上層部を元命一族が席卷してゆく中で、姻戚関係もあつて

兼清は権別当まで昇進する。だが、康平五年（一一〇六）四月二十七日の後冷泉天皇の行幸で、清成は我が子の清秀を、修理別当からいきなり別当の地位に就けて、自分は我が子の清秀を、修理別当から

二人の権別当、すなわち兼清と、清成の異母弟である戒信は若い清秀に超えられてしまう。代々別当を勤めてきた極楽寺院主でもあっただけに、屈辱のあまり、兼清はこの日から籠居してしまつたと系図や院勝本『略補任』などに伝える。頼清以下の兼清の子ども達は、長く昇進面で低迷し、頼清は比叡山、慶尊は東大寺に活路を求めてゆく。

延久四年（一一七二）、頼清は奇跡的に後三条天皇の拔擢によつて、寺任権寺主から一気に権別当へと躍進する。清秀が減して戒信が別当になつた直後である。当然、戒信たちの激しい抵抗があつた。頼清が別当になつたのは寛治元年（一一八七）。権別当清円と別当の地位を競望し、上臈であるという理由で頼清は別当に任ぜられた。寛治四年（一一九〇）には頼清は弟の慶尊を寺任権別当に引き上げている。一族で上層部を固めようとする方法を頼清も取るのである。もし、老齡の紀輔任が没すれば、紀兼孝が俗別当に昇進し、神主職が空く。紀兼孝の嫡男、紀兼安は承安二年（一一七二）に七十九才で山崎の光明寺で没しているから、この時期にはまだ生まれていない。寺解を出すのは頼清である。紀兼輔系の上臈であることを理由

に、弟の紀兼貞を神主に推挙する好機なのだが、紀兼貞は嘉保三年元（一一〇九六）に、兄の頼清よりも老齡の俗別当紀輔任よりも先に死去してしまつた。紀兼孝の死後、その子紀兼安は権俗別当から神主兼実を超えて、俗別当に任ぜられた。かくして、紀輔任の子孫は榮え、紀兼貞には系図で見る限り、子孫がない。そういう意味では、「不運にして止む」と紀兼貞の人生を振り返ることはできよう。

紀兼貞が紀輔任に比較して足りないのはもう一つ「重代」という外から見ての評価ではあるが、「知識と経験の継承」であつた。紀兼貞が治暦三年（一一〇六七）に権俗別当として榮爵を賜つた時には、祖父紀兼輔が死去してから三十八年経っている。治暦三年に長兄の頼清は二十九歳であるので、紀兼貞は祖父の顔を知らない。僧官の父兼清も康平六年（一一〇六三）に五十四歳で滅している。

『古事談』五―七「放生会上卿、食蒜服忌の事」には、紀兼貞の兄、石清水別当頼清と俗別当紀輔任が登場する。

六条右府、放生会上卿の時、雅俊卿、參議と為て下向の間、蒜を服して後五十余日、忌むべきや否やの由宮寺に問はるる処、別当頼清は七十日忌むべき由を申し、俗別当紀輔任は五十日忌むべき由を申す。仍りて輔任の説に就きて下向せらる、と云々。

寛治五年（一一九二）の放生会の時のことで、「六条右府」とは当時右大臣だつた源顕房である。『宮寺縁事抄 神事次第』放生会

諸禁事】「食事忌事」に同様の記事がある。

寛治五年 参議雅俊卿服蒜五十余日、别当頼清申忌七十日、

俗别当輔任申忌五十日之由、依輔任説下向、

また、「服薬」の項には、

嘉保二年参議季仲朝臣為同行事可参也、而去月食肉云々、仍博

陸以使遣問宮寺别當頼清許之処、申云、過七十日可参仕者、仍

不参

ともある。嘉保二年（一〇九五）の摂政は藤原師通である。摂政師

通は頼清にしか下問していない。なぜ、右大臣頭房は别当頼清と俗

别当紀輔任に問い合わせ、俗别当紀輔任の説を優先したのか。紀輔

任説の方を採れば職務に支障をきたさずに済むという面はあるが、

基本的には、やはり神事に関することは俗官の方が詳しいという判

断があつたのではないだろうか。しかも、祖父も父親も俗别当を歴

任した家系である。

一方、寛治元年（一〇八七）に别当になつたばかりの頼清は、父

親が别当にはなつておらず、長く低迷していて経験と知識の不足が

疑われる面があつたのかも知れない。『為房卿記』によれば、寛治

元年八月二十九日に頼清が别当に任じられた時も、翌日には石清水

の所司神人が上洛、関白師実頼清の别当任官の停止を訴えている。

彼らは、頼清と别当職を競望した修理别当清円の别当就任を望んで

石清水俗别当紀輔任と紀兼貞のこと

いるのである。おそらく、上洛して来た「所司神人」たちには、清成の子清円こそ正統という意識があつた。この清円の女は、永保三年（一〇八三）頃、右大臣頭房との間に内供清覚を産んでいる。

『尊卑分脈』によれば、一説に治部大輔源雅光も别当清円女の産んだ子であるという。とすると、右大臣源頭房は石清水宮寺の内部の事情に、清円側の価値観と情報に依りながらではあるが、ある程度明らかつたと見られよう。建前上、别当頼清に問い合わせても、俗别当紀輔任の説を選んだ理由にはこういつた「重代」の知識を重視する態度にあつたのではないか。

もとより、『古事談』の二話から、この紀兼貞と紀輔任という二人の人生を読み取るのは不可能である。『古事談』第五「神社仏寺」において、五―三から五―12まで石清水八幡宮話群だが、五―3は火事で失われた敦実親王造立の僧形の像が、いかに霊像であつたかが話題の中心である。その形状を語るのに「証人」として権俗别当

紀兼貞が登場する。ただし、神像を直視することはタブーであつたがゆえに、「此の事の故に不運にして止む」と「見るなの禁忌」の話題に沿つて言い添えなければならなかつた。また、五―7の話は、あくまで蒜を食した後の忌みが何日かが話題であり、右大臣が放生会の上卿を勤めるといふことが石清水八幡宮の格の高さを語つて石清水話群に華やかさを添える。ただ、なぜ右大臣頭房が紀輔任の説

を選んだかを語らない。五―3も「見るなの禁忌」を犯した際に、話型では必ず結末として語られる失ったものや悲劇が具体的に語られない。岩波新日本古典文学大系本が兼貞の話に、「御体目にすべからざる事」と題をつけたように、思わず読者の心を引き寄せる部分であるのだが。すなわち、両話ともに「先例」としての意味はあっても、「話」としては未完結なのである。

『古事談』のこの二話の典拠となったものがまだ知られていないので、編者の意図的な操作かどうかを探るのは困難である。いずれにしても二話を現在の本文の形にした記述者が関心を持たなかったか、書くことが憚られたか、といった問題に突き当たる。ことに紀兼貞の場合、神像が焼失したのは保延六年（一一四〇）であるから、紀兼貞が没してから四十四年後のことである。文章にされる手前で語られたのがいつなのか、定かではない。寛治八年（一一〇九四）には大江匡房が別当頼清から内殿の御神体と外殿の敦実親王造立の神像について話を聞いているが、この時期にはまだ紀兼貞は健在で、「不運にして止む」という言葉はふさわしくない^⑧。敦実親王造立の像が一番人々の関心を惹いたのは、また、神像のことを具体的に語っても憚る必要がないのは焼失後、外殿の神像を新造するか、護国寺の八幡神像を外殿に移すかが問題になった時期であろう。

権俗別当紀兼貞が超越され、権神主紀兼孝が神主に任ぜられた経

過は、『為房卿記』を見ても同情の余地があったと思われ、「紀兼貞の愁い」を「不運」と慨嘆するのはその当時のことであろう。紀輔任の三男紀兼親が童形の十一歳で栄爵を得たときに、紀氏の古老の輩が激しく反発したことを思えば、心情的に紀兼貞の側に立つ人間は少なくなかったであろう。兄弟の頼清たち一族も、ともに不遇の時代を過ごしただけに、紀兼貞の悔しさに共感しただろうが、頼清の子孫はこの後、石清水の上層部を独占するようになる。頼清の光清は十五歳で修理別当、十八歳で権別当、二十歳の若さで別当となっている。したがって、石清水で重要なポストでありながら、経験豊富で有能な者を任命することより、十代の少年でも「相承の道理」で優先されることが当然の時代になれば、その理不尽さに抗議した「兼貞の愁い」の本来の意味は不問に付されるようになるだろう。そして、この「不運」の原因が神像を仰ぎ見たことに結びつけられて語られるようになると、紀兼貞の「不運」は「自業自得」に反転してしまうのである。

『古事談』編者、源顕兼の母は石清水別当光清女である。彼は事情を聞き知っていただろうか。もし、本稿ですでに述べてきたことを編者が周知なのであれば、仮に五―3・五―7の典拠がすでに現在見られる本文であったとして、編者源顕兼はそのことを書き添えて話の理解を深めるよう努めたであろうか。いや、おそらく書き添

えることはなかったであろう。この二話は「神社仏寺」の巻の石清水話群の中にある。大きなテーマは石清水八幡宮なのである。しかも、突き詰めれば、結局は向いた矛先は編者の曾祖父頼清や祖父光清にはね返ってくることになるだろう。それならば、五―3、五―7の二話は、『古事談』に在る限り、どこか読者に物足りなさを残すままで終わるしかないことになる。

結びに代えて

以上、『古事談』五―3・五―7の話に見える、俗別当という石清水八幡宮の俗官について少々言及してきた。権俗別当紀兼貞と俗別当紀輔任の因果な関係に見えるような、「超越」と「相承の道理」の軋みは、当時の貴族社会も同様であった。石清水別当を出す家筋、俗別当を出す家筋が固定化していく過程の中で、紀輔任は成功し、紀兼貞は沈み、頼清は浮かび上がった。五―3・五―7の話は、そのようなことを知らなくても読むことはできる。神像の話題として、食の禁忌の先例として。しかし、捨象されたことの痕跡は二話に残っており、それがどこか物足りなさの印象を与えていることも否めない。捨象されたものがある程度見えてきた時、そこに話の成立の背後事情や『古事談』編者の意図も一端ながら透かし見ることができようと思う。

石清水俗別当紀輔任と紀兼貞のこと

※ 原文の引用にあたってはできるだけ通字体を用いた。使用したテキストは「宮寺縁事抄」は『神道大系 石清水』及び石清水八幡宮所蔵の原本写真版、「紀氏系図」・「略補任」は石清水八幡宮所蔵、類聚符宣抄は新訂増補国史大系、「為房卿記」は大日本史料所載、「古事談」は岩波新古典文学大系の各本を用いた。院勝本「略補任」は拙稿として『同志社国文学』に翻刻、俗官の系図も一部「略補任」の中に翻刻して入れている。

注

- ① 岡野浩二氏「石清水八幡宮の弁史俗別当」(『寺院史研究』創刊号、一九〇年)所収。
- ② 『石清水祀官系図』には、良常の項に「天曆六年五月二十八日任俗別当。自権俗別当超越神主良真朝臣也。弁俗別。史俗別。在序俗別当。如此被定置。(中略)紀氏以良常為初。自良常以前在序俗別当七人也。所謂。繼成。益雄。常沢。喜雄。当氏。滋峰。等生等也。非氏人。仍以良常。為氏人俗別当之初也」とある。
- ③ 『中石記』天仁元年十一月九日、十二月二十五日条、『百練抄』天仁元年十二月二十五日条、『平戸記』寛元二年十月十四日条、参照。
- ④ 拙稿「語りの中のご神体——見ない・見せない・見られない——」(『同志社国文学』第61号所収、二〇〇四年)参照。
- ⑤ 「権俗別当次第」では、紀兼職の条に「承保元年八月十四日、依寺解賜采爵、歳十二云々、俗別当輔任太良、同二年三月十四日行幸、加階従上、永保元年八月二日死去了」とあって、紀輔任の長男兼職と紀兼親の

経歴がまったく同じである。系図には長男紀兼職の項には「権俗別当」としか記載がない。また、「神主次第」によると、紀兼孝は「俗別当輔任二良」、系図では「男」とされる紀兼仲は「権俗別当次第」「神主次第」とともに「紀輔任三良」となっているなど不審な点が多いが、本文では引用の関係で系図に従った。

⑥ 元命一族と紀氏一族、特に頼清たちの動向に関して述べる部分については、拙稿『古事談』と『中外抄』の八幡別当清成——その落差について石清水の歴史から（浅見和彦氏編『古事談』を読み解く）所収、笠間書院、二〇〇八年）参照。

⑦ 『中右記』元永二年（一一一九）二月十八日条、清覚が「此夜半」に「年卅七」で入滅したという記事から逆算した。

⑧ 中前正志氏「八幡本地衣上影現説話展開の諸相——『江記』新出逸文と嵯峨法輪寺縁起から——」（『女子大國文』第百三十九号、京都女子大学、二〇〇六年6月）参照。

※ なお、末筆ながら、貴重な文献の閲覧を快く許可してくださいました石清水八幡宮、及び細やかなご配慮をいただいた西中道禰宜には、この場を借りて心より御礼申し上げます。